

商工会ニュース

【発行】
東出雲町商工会
〒699-0109 島根県松江市東出雲町錦浜 583-18
Tel:0852-52-2344 Fax:0852-52-2194
http://h-izumo.shoko-shimane.or.jp/
令和2年1月27日発行

～東出雲地域新年を祝う会を開催～

東出雲町商工会と地域協議会、自治会連合会共催の東出雲地域新年を祝う会が1月9日、東出雲ふれあい会館に於いて開催されました。

式典において加藤商工会長は、「昨年元号が令和となり、新しい知事も就任し大きな変化のある年だった。一方で続発する自然災害、米中の貿易摩擦の影響などもあり地方経済に非常に厳しい年でもあった。東出雲地域でも依然として少子高齢化、人手不足が課題となっている。こうした課題の打開には産業振興が重要であり、若い人が勤め、家庭をもち、この地域で生きていく循環型の環境整備に一層の力を入れたい。商工会員の皆様には、今年も変わらぬご支援とご協力をお願いしたい」と年頭の挨拶を行いました。



加藤会長の挨拶



会場の様子

商工会 決算・申告個別相談会のお知らせ

当商工会 石原宙顧問税理士による個別相談会を開催しますので、是非ご利用ください。

場 所：商工会相談室
(東出雲町錦浜 583-18 工業団地会館 1F)

- ☆2月21日(金) 13:00～17:00
- ☆2月28日(金) 13:00～17:00
- ☆3月6日(金) 13:00～17:00
- ☆3月10日(火) 13:00～17:00
- ☆3月13日(金) 13:00～17:00

相談・指導：石原 宙 税理士

お申込みご希望の方は事前に商工会(TEL 52-2344)までご連絡ください。
時間を調整させていただきます。



＼ 時間外労働の上限規制が導入されます！ /

令和2年4月1日より時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されます。

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を超えることはできません。

- 年720時間以内
- 複数月平均80時間以内 **休日労働を含む**
(「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内)
- 月100時間未満 **休日労働を含む**

月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

※上記に違反した場合には、罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

時間外労働の上限規制 **検索**

新入会員の紹介 どうぞよろしくお願いします。

事業所	代表者	所在地	業種	部会
一本堂 松江東出雲店	恩田 幸恵	東出雲町錦新町 6-1-9 サンライズプラザ 103	パン製造業	商業部会

松浦松江市長に要望書を提出

12月12日、松江市内3商工会（東出雲町、まつえ北、まつえ南）は、松浦松江市長に来年度の企業支援と商工会への運営支援に関する予算措置などについて、要望を行いました。

主な要望事項は、(1) 中小・小規模企業及び商工会に対する支援の継続、(2) 中小・小規模企業の経営力向上に繋がる予算の確保、(3) 中小・小規模企業の経営課題に対する支援、(4) 地域課題に対する支援の4項目です。

地域課題に対する支援では、①都市計画道路「揖屋馬湯線」の早期全線開通、②揖屋干拓工業団地用地の有効活用、③JR東松江駅北側進入路等の整備について、要望を行いました。

健康増進法改正について

健康増進法改正法により受動喫煙防止対策が強化され、多くの施設において屋内が原則禁煙となり喫煙は専用の各種喫煙室でのみ可能となります。全面施行となる2020年4月以降に違反すると、罰則の対象となることもあります。

■主な内容

屋内原則禁煙となり、喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となります。喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識提示が義務付けられます。20歳未満の方はたとえ喫煙を目的としない場合でも喫煙エリアへは立入禁止となります。

※既存の経営規模の小さな飲食店は経過措置があります。

■[財政支援]受動喫煙防止対策助成金

対象者：中小企業事業主（労働者災害補償保険の適用事業主に限る）

助成対象：一定の要件を満たす各種喫煙室、ならびに屋外喫煙所の設置に必要な経費

上記以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置などの措置に必要な経費

■[税制措置]特別償却又は税額控除制度

対象者：中小企業等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）及び従業員数1,000人以下の個人事業主（税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る）

控除対象：器具・備品（1台又は1基の取得価額が1台30万円以上）、建物附属設備（1台の取得価額が60万円以上）

詳細は下記の特設サイトをご覧ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙

法改正対応の相談は

受動喫煙防止対策相談窓口

松江市・島根県共同設置松江保健所
健康推進課 TEL 0852-23-1314

お知らせ・イベント情報等は当会のホームページをご覧ください

東出雲町商工会

検索 

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください